

令和3年度江府町障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

1 方針の目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条第1項の規定に基づき、江府町における障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

2 方針の適用範囲

本方針は、江府町が発注する物品等の調達に適用する。

3 対象となる施設等

対象となる障害者就労施設等は、以下のうち、物品等の調達が可能な施設等とする。

（1）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく施設等

- ア 就労継続支援事業所
- イ 就労移行支援事業所
- ウ 生活介護事業所
- エ 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
- オ 地域活動支援センター

（2）障害者基本法に基づく助成を受けている小規模作業所

（3）障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所

- ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
- イ 重度障害者多数雇用事業所（①～③の全てを満たすもの）
 - ①障害者の雇用者数が5人以上
 - ②障害者の割合が従業員の20%以上
 - ③雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上

（4）障害者雇用促進法に基づく在宅就労障害者及び在宅就業支援団体

4 調達する品目等の種類

特に分野を限定することなく、調達に努める。

5 調達目標

予算の適正な執行、契約における経済性、公正性及び競争性に留意しつつ、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努める。

6 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 町は、調達方針を作成したときは、障害者優先調達推進法第9条第3項の規定に基づき、町ホームページ等により公表するものとする。
- (2) 町は、障害者優先調達推進法第9条第5項の規定に基づき、会計年度終了後、障害者就労施設等からの物品等の調達実績の概要を取りまとめ、町ホームページ等により公表するものとする。

7 方針に関する担当窓口

この方針に関する担当窓口は、福祉保健課とする。